

確認業務の 手続き変更について

平成30年改正建築基準法が6月25日から全面施行され、取扱いや様式等に変更がありますので、お知らせします。



手続き
の変更

◇1号建築物◇ (用途変更含む)

規模が、100㎡超から200㎡超に変更

留意

改正前に1号建築物で確認した物件は、6月25日以降の完了検査において、4号建築物の扱いとなります



法定書式
の変更

◇確認申請書 (計画変更)◇

・第四面：5欄「耐火建築物等」、以下のとおり細分化

- 5欄「主要構造部」
- 6欄「建築基準法第21条及び第27条の規定の適用」
- 7欄「防火地域又は準防火地域における対策の状況」

詳しくは、裏面へ

◇完了検査申請書◇ 第一面：条ずれに伴う表記の変更

◇工事届◇ 第一面：建築主の押印不要

◇委任状◇ 写しの添付で可

当面は
旧様式でも
受付いたします
次回申請時からは
新様式で
お願いいたします



他書式
の変更

◇現地調査票◇ (内容の一部変更)

- ・用途地域に、「田園住居」を追加 (現時点で、県内の指定実績なし)
- ・その他の地区等に、「被災市街地復興推進地域」を追加
- ・道路関係「法第43条第2項」を「認定」と「許可」に区分け

◇その他◇

- ・各種連絡票 窓口申請 or WEB申請の別、令和表記
- ・検査予約票 県南支所FAX番号変更、令和表記

建築物別概要

【1. 番号】 1

【2. 用途】(区分)

【3. 工事種別】

新築 増築 改築 移転 用途変更 大規模の修繕 大規模の模様替

【4. 構造】

【5. 主要構造部】

- 耐火構造
- 建築基準法施行令第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造
- 準耐火構造 (準耐火時間: 30分)
- 準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造 (ロー1)
- 準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造 (ロー2)

【6. 建築基準法第21条及び第27条の規定の適用】

- 建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造
- 建築基準法第21条第1項ただし書に該当する建築物
- 建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造

【7. 防火地域又は準防火地域における対策の状況】

- 延焼防止建築物
- 準延焼防止建築物
- その他

確認申請書
第四面の
変更箇所

細分化されました

平成30年 建築基準法改正の概要

平成30年6月27日に交付された建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）の概要をお知らせします。

詳しくは、国土交通省のホームページをご確認ください。

http://www.mlit.go.jp/report/press/house05_hh_000789.html

3月施行関係

～昨年9月25日施行～

- (1) 木造建築物等である特殊建築物の外壁等に関する規制の廃止
- (2) 接道規制の適用除外に係る手続の合理化
- (3) 接道規制を条例で付加できる建築物の対象の拡大
- (4) 容積率規制の合理化（老人ホーム等の共用の廊下等）
- (5) 日影規制の適用除外に係る手続の合理化
- (6) 仮設興行場等の仮設建築物の設置期間の特例
- (7) 宅配ボックス設置部分の容積率規制緩和
- (その他) 小規模な特殊建築物に係る異種用途区画（令第112条第12項関係）の廃止

1年施行関係

～本年6月25日施行～

- (1) 密集市街地等の整備改善に向けた規制の合理化
- (2) 既存建築物の維持保全による安全性確保に係る見直し
- (3) 戸建住宅等を他用途に転用する場合の規制の合理化
- (4) 建築物の用途転用の円滑化に資する制度の創設
- (5) 木材利用の推進に向けた規制の合理化
- (6) 用途制限に係る特例許可手続の簡素化
- (7) その他所要の改正